

田原市社協相談支援事業所（指定計画相談支援）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人田原市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が設置する田原市社協相談支援事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定計画相談支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定計画相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者又は障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

2 事業所は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

3 事業所は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。

4 前3項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業等の人員及び運営に関する基準」（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定計画相談支援を実施するものとする。

（事業所の名称、所在地及び一体的な管理運営）

第3条 指定計画相談支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 田原市社協相談支援事業所

(2) 所在地 愛知県田原市赤石二丁目2番地

2 当法人は、前項の事業所において、下記の事業所と一体的な管理運営を行うものとし、相談支援専門員が相互に連携し、円滑な相談支援体制を確保する。

事業所名：蔵王の杜相談支援事業所（所在地：田原市田原町西山口1番地）

事業所名：MA・はろー相談支援事業所（所在地：田原市田原町南新地69-1）

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 ※相談支援専門員と兼務

管理者は、職員の管理、指定計画相談支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定計画相談支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 相談支援専門員 1名以上

※1名は管理者と兼務、2名は専従

相談支援専門員は、地域の利用者等からの日常生活全般に関する相談に関する業

務及びサービス等利用計画の作成に関する次の業務を行う。

- (ア) アセスメントを実施すること。
- (イ) サービス等利用計画書を作成すること。
- (ウ) サービス等利用計画書を利用者等に交付すること。
- (エ) モニタリングを実施すること。
- (オ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。
- (カ) 利用者等からの依頼により、利用者及び障害児が居宅での生活に移行できるよう、必要な情報及び助言その他必要な援助を行うこと。
- (キ) その他必要な相談及び援助。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までを除く。なお、必要に応じ営業日以外も随時対応する。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、必要に応じ営業時間以外も随時対応する。
- (3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。ただし、サービス提供日以外も随時対応する。
- (4) サービス提供時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、サービス提供時間以外も随時対応する。

(主たる対象者)

第6条 事業所において指定計画相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者（18歳未満の者を除く）
- (2) 知的障害者（18歳未満の者を除く）
- (3) 障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）
- (4) 精神障害者（18歳未満の者を含む）
- (5) 難病等対象者

(提供方法及び内容)

第7条 事業所で行う指定計画相談支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) サービスの提供方法等についての説明
利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有するものによる支援等適切な手法を通じ行うものとする。
- (2) アセスメント（支援する上で解決すべき課題等の把握）の実施
 - (ア) 適切な方法により、利用者等の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者等の希望する生活や利用者等が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行うものとする。
 - (イ) 利用者等の居宅を訪問し、利用者等及びその家族に面接して行うものとする。
また、面接の趣旨を利用者等及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。
- (3) サービス等利用計画案の作成

- (ア) アセスメントに基づき、地域における指定障害福祉サービス等が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者等及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容及び量並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載するものとする。
- (イ) サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第 19 条第 1 項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、サービス等利用計画案の内容について、利用者等又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとする。
- (ロ) サービス等利用計画案を作成した際には、サービス等利用計画案を利用者等に交付するものとする。
- (4) サービス等利用計画の作成
- (ア) 支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催等により、サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- (イ) (ア) に規定するサービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者等又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとする。
- (ロ) サービス等利用計画を作成した際には、サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付するものとする。
- (5) モニタリング（サービス等利用計画の実施状況の把握）の実施
- (ア) 利用者等及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的にを行い、厚生労働省令で定める期間ごとに利用者等の居宅等を訪問し、利用者等に面接し、その結果を記録するものとする。
- (イ) モニタリングの結果、必要に応じてサービス等利用計画を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。
- (6) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- （１）から（５）に附帯するその他必要な支援、相談、助言を行うものとする。
- （利用者及び障害児の保護者から受領する費用の額等）

第 8 条 法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、利用者及び障害児の保護者から法第 51 条の 17 第 2 項の規定により算定された計画相談支援給付費の支払いを受けるものとする。

- 2 前項のほか、第 10 条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者及び障害児の保護者から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

- (1) 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道 10 キロメートル未満の区域 200 円
- (2) 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道 10 キロメートル以上 20 キロメートル

未満の区域 400 円

(3) 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道 20 キロメートル以上の区域 600 円

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

4 第 1 項から第 2 項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者等に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第 9 条 事業所は、利用者及び障害児の保護者の依頼を受けて、当該利用者等が同一の月に指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき、法第 29 条第 3 項第 2 号に掲げる額の合計額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「令」という。）第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は令第 43 条の 6 第 1 項に規定する高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域は、田原市及びその近隣とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第 11 条 指定計画相談支援の提供により事故が発生したときは、直ちに都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 指定相談支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情解決)

第 12 条 提供した指定計画相談支援に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定相談支援に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、法第 11 条第 2 項の規定により愛知県知事が、また、法第 51 条の 27 第 2 項の規定により市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に関して市町村又は愛知県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は愛知県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第 13 条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の事項を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する担当者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）
- (5) 虐待防止委員会の設置等に関すること

(身体拘束等の禁止)

第15条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者、他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のために指針を整備する。
- (3) 従業者に対して、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(職場におけるハラスメント)

第16条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われた性的な言動（セクシャルハラスメント）又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの（パワーハラスメント）により従業者の就業環境が害される事を防止するため、ハラスメント防止対策に関する基本方針を策定し、必要な措置を講じる

- 2 顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のための措置を講じる。

(業務継続計画の策定)

第17条 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的開催するなどの措置を講じる。

(感染症の予防及び蔓延防止のための措置)

第18条 感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する感染対策委員会を設置し、指針の整備、研修及び訓練を実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
- (2) 継続研修 年1回

- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 3 事業所は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定計画相談支援を提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人田原市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 事業所は、一体的な管理運営を行う他の事業所（第3条記載）と連携し、ケース共有会議や事例検討会等の全職員が参加する会議を定期的実施する。
- 6 事業所は、第3条記載の事業所間で個人情報共有する場合、あらかじめ利用者の同意を得て、重要事項説明書に基づき適切に情報を取り扱い、連携・協働体制を維持する。

（地域生活支援拠点等の機能）

第20条 事業所は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第2の3に規定する地域生活拠点として次の機能を担う。

（1）相談

地域移行支援や地域定着による常時の連絡体制や緊急の事態等の相談支援、親元からの自立等に当たっての相談や地域での暮らしの相談等、障害児者やその家族からの相談に応じる機能

（2）緊急時の受入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

（3）専門的人材の確保・育成

医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方、高齢化に伴い重度化した障害のある方に対して、専門的な対応を行うことが出来る体制の確保や、専門的な対応が行うことができる人材の育成を行う機能

（加算に関する事項）

第21条 事業所は利用者の状況や支援内容に応じて所定の加算を算定することがある。加算を算定する場合には、その内容及び金額について利用者又はその家族に対して十分な説明を行い、同意を得た上で実施する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和３年６月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和７年１１月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。